

高知県救急医療連携体制検討ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 本県の救急医療に関わる課題の解決のため、高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則（平成22年4月30日規則第39号）第10条の規定に基づき、高知県救急医療協議会に情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した救急医療連携体制について集中的に検討する、高知県救急医療連携体制検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ワーキンググループは次に掲げる事項について検討を行い、高知県救急医療協議会に報告する。

- (1) 高知県救急医療広域災害情報システム（こうち医療ネット）の更新を含む救急ICT連携ツールの導入に関する事項
- (2) ICTを活用した救急医療連携体制に係る事項

(構成)

第3条 ワーキンググループは、委員20名以内で組織する。

第4条 委員は、第三次救急医療機関、第二次救急医療機関、消防機関、及び関係機関の中から高知県救急医療協議会長が指名する。

(任期等)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第6条 ワーキンググループの円滑な業務実施のため、座長を置く。

2 座長は委員の互選によって定める。

(会議)

第7条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて健康政策部医療政策・医師確保課長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 ワーキンググループは、必要に応じて検討事項に関わる専門家や関係者を招き、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 ワーキンググループの庶務及び運営総括に関することは、健康政策部医療政策・医師確保課において処理する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、ワーキンググループに諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月18日から施行する。